

● 筑紫税務署からのお知らせ

筑 紫 税 務 署 か ら の お 知 ら せ

所得税・贈与税の申告と納税は

令和 3年 3月15日 (月) まで

個人事業者の消費税の申告と納税は

令和 3年 3月31日 (水) まで

令和 2年分の確定申告をしなければならない人

所得税及び 復興特別所得税	<p>① 給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を一か所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人など</p> <p>② 公的年金等に係る雑所得のみの人で、雑所得金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人 <u>(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。)</u></p> <p>③ 所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人で、配当控除前の所得税の額が配当控除額を超える人</p>
消費税及び 地方消費税	<p>① 平成30年中の課税売上高が1,000万円を超える事業者</p> <p>② 平成30年中の課税売上高が1,000万円以下の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出された事業者</p>
贈 与 税	<p>① 個人から年間110万円を超える財産をもらった人</p> <p>② 相続時精算課税制度の適用を受ける人 (既に相続時精算課税の適用を受け、令和2年中に特定贈与者から財産をもらった場合には、上記①の基準以下でも申告が必要。)</p> <p>③ 住宅等取得資金の非課税制度の適用を受ける人</p> <p>④ 夫婦間の居住用不動産等に係る贈与で、配偶者控除の特例の適用を受ける人</p> <p>⑤ 教育資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関との間の教育資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人</p> <p>⑥ 結婚・子育て資金の非課税制度の適用を受けた人で、取扱金融機関との間の結婚・子育て資金管理契約が終了し、贈与税の申告義務がある人</p>

所得税の還付申告をすることができる場合

- ① 金融機関等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した場合 [住宅借入金等特別控除]
- ② 病気や出産などで、多額の医療費を支払った場合 [医療費控除]
- ③ 火災や風水害、盗難などにより被害を受けた場合 [雑損控除]
- ④ 寄附金や義援金を支払った場合 [寄附金控除等]
- ⑤ 年途中で退職し、再就職していない場合・・・など

※還付金の振込ができるのは、申告者本人名義の口座だけです。ご注意願います。

● 所得税の確定申告について

お問い合わせ 筑紫税務署 (092) 923-1400 (自動音声案内)

・ 国税に関する一般的なお問合せは「1」番を選択してください。

電話相談センターの担当者におつなぎします。

● 確定申告会場を令和3年1月20日（水）から「イオンモール筑紫野」に開設します。

会場 : イオンモール筑紫野 3階イオンホール (筑紫野市立明寺434-1)
期間 : 令和3年1月20日(水)から3月31日(水)まで
※土・日曜日及び祝日は休みです。
受付 : 令和3年1月20日(水)～2月12日(金) 午前10時から午後4時
令和3年2月15日(月)～3月15日(月) 午前9時から午後4時
令和3年3月16日(火)～3月31日(水) 午前10時から午後4時

- ・ この期間中は、筑紫税務署では確定申告会場を開設しておりません。
 - ・ 当申告会場をご利用の方で、前年の申告書の控えをお持ちの方は、参考として前年分の申告書の控えをご持参ください。
 - ・ 令和3年2月15日(月)～3月15日(月)の期間については、専門店街が午前10時開店のため、**午前9時から午前10時までの間は、1階駐車場『G-1 イオン北入口』が申告会場への専用入口となります。**
専用入口以外は開店時間の10時まで申告会場へは行けませんので、ご注意願います。
 - ・ 当申告会場内では、作成済み申告書等の検算(内容チェック)は行っておりません。
- 注) イオンモールへのお問い合わせはご遠慮ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止ためのお知らせとお願い

- ・ 本年の確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。
ご来場いただく納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・ 確定申告会場内の混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- ・ 入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることがあります。
- ・ 来場の際は、マスクを着用していただき、できるだけ最少人数でお越しくください。
- ・ 入場の際、37.5度以上の発熱が認められる場合等は入場をお断りさせていただきます。

なお、申告書等提出のみの方は、1月20日以前も筑紫税務署において受け付けております。